

国民年金からのお知らせ あなたも年金を増やしませんか？

問合せ先

役場 住民課 戸籍 年金係
0155-574-2213
帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
0155-258113

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた人が、65歳から受給する老齢基礎年金は満額で816,000円です。老齢基礎年金制度に上乗せして年金額を充実させるには「付加年金」「国民年金基金」などの制度があります。これらの制度に加入すると、納めた保険料や掛け金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の負担が軽減されるメリットもあります。

1 付加年金 ～ちょっと増やせる～

国民年金基金に加入していないことが条件になりますが、免除等を受けていない自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方は国民年金保険料を納付する際に月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金受給時に200円×付加保険料納付済期間の月数で算出した額が加算されます。

このように、納付額がいくらであっても、65歳から国民年金をもらいはじめて、2年で元が取れる計算です。

例えば…

付加保険料を10年間（120月）
納付したとします。

【納めた総額】
400円×120月＝48,000円

【1年に支給される額】
200円×120月＝24,000円

2 国民年金基金 ～選んで増やせる～

第1号被保険者の方はサラリーマンや公務員（第2号被保険者）のように、国民年金に上乗せして厚生年金に加入している方と比べると、老後に受けられる年金額に大きな差が生じます。

この年金額の差を解消するために、第1号被保険者の方が国民年金に上乗せできる年金としてできたのが国民年金基金です。

国民年金基金に加入すると、第1号被保険者の方の年金も「国民年金」と「国民年金基金」の『二階建て』の仕組みとなり、ゆとりある老後資金を準備できます。国民年金基金に加入できる方は国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方（農業者年金加入者を除く）および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

国民年金基金の年金（給付）の型は、受取期間や遺族一時金の有無などの違いにより7種類の型がありますので、自分にあった年金設計ができます。

ご相談・資料請求は、全国国民年金基金北海道支部まで。
フリーダイヤル☎0120（65）4192に直接ご連絡ください。

3 過去に保険料の納付を免除された期間はありますか？ ～追納で増やせる～

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、あとから納めること（追納）により年金額を増やすことができます。

追納を行う場合は、年金事務所で申し込みを行っていただき、承認を受けたうえで、送付される納付書でお支払いいただきます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

今年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は、右表のとおりです。原則、古い期間の保険料から納めることになります。

免除の承認を受けた年度の保険料を 令和7年3月31日までに追納する場合の月額				
年 度	全額免除 納付猶予 学生特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成26年度	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年度	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年度	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年度	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年度	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
令和元年度	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和2年度	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和3年度	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和4年度	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和5年度	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

※令和3年度分以前の保険料には加算額が上乗せされています。

申 込 米
問 合 せ 先
付加年金・追納 ⇒ 日本年金機構帯広年金事務所 ☎0155（25）8113
国民年金基金 ⇒ 全国国民年金基金北海道支部 ☎0120（65）4192

皆さまのご自宅へ



訪問いたします♪

出張費用
無料
写真撮影
無料

対 象

- 豊頃町に住民票がある方で、初めてマイナンバーカードの申請をする方
- やむを得ない理由で、申請窓口に出向くのが困難な方

訪問の時間

- 時間帯は平日の10時から16時の間で調整の上、決定させていただきます。

申込条件

- 初めてマイナンバーカードを申請する方
- 申請から2ヵ月以内に住所や戸籍等の変更予定がない方
- 申請日当日に、家族や介護者等の同席が可能である方
- 外国籍の方は在留期限が2ヵ月以上残っている方



※ 電話でのみご予約を承っております
ご不明な点等、お気軽にご相談ください



実際の流れ

- ① お電話でお申し込みください。（代理の方でも OK です）
申請されるご本人様の情報、訪問希望日をお伺いいたします。
訪問についての質問やご希望があればお申し出ください。
- ② 後日、訪問日時について連絡いたします。
- ③ 町職員がご自宅に訪問して申請受付します。
- ④ 出来上がったカードはご自宅へ郵送します。



【お問合せ】 豊頃町役場 住民課戸籍年金係



☎ 015-574-2213

月～金曜日／8：30～17：15 ※土・日・祝休み

健康保険証の利用登録を
してから郵送するよ！



マイナンバーカードをまだお持ちでない方

問合せ先

役場住民課戸籍年金係

☎ 574・2213